



鳥取県公報

令和7年2月28日（金）
号外第15号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 収用委規 鳥取県収用委員会運営規程の一部を改正する規則（1）・・・・・・・・・・ 2
則

収 用 委 員 会 規 則

鳥取県収用委員会運営規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

鳥取県収用委員会会長 木 村 潤

鳥取県収用委員会規則第1号

鳥取県収用委員会運営規程の一部を改正する規則

鳥取県収用委員会運営規程（昭和32年鳥取県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(会長の専決事項)</p> <p>第8条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(31) 略</p> <p><u>(32) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第5条第1項の規定による訴訟を行う職員の指定</u></p> <p><u>(33) 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号。以下「特別措置法」という。）第20条第1項（特別措置法第45条において準用する場合を含む。）の規定による権利取得裁決及び明渡裁決（以下これらを「緊急裁決」という。）の申立ての受理</u></p> <p><u>(34) 特別措置法第20条第3項（特別措置法第45条において準用する場合を含む。）の規定による緊急裁決の申立てがあった旨の通知</u></p> <p><u>(35) 特別措置法第20条第5項（特別措置法第45条において準用する場合を含む。）の規定による特別措置法第20条第4項に定める期間内に緊急裁決をすることができなかった旨の通知</u></p> <p><u>(36) 特別措置法第24条（特別措置法第45条において準用する場合を含む。）の規定による意見書を提出すべき旨の命令</u></p> <p><u>(37) 特別措置法第38条の2第1項（特別措置法第45条において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣への事件の送致</u></p> <p><u>(38) 特別措置法第38条の2第3項（特別措置法第45条において準用する場合を含む。）の規定による裁決を行うべき期日の通知</u></p> <p><u>(39) 特別措置法第38条の2第5項（特別措置法第45条において準用する場合を含む。）の規定による事件を国土交通大臣に送致した旨の通知及び公</u></p>	<p>(会長の専決事項)</p> <p>第8条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(31) 略</p>

<p>告</p> <p>(40) <u>公共用地の取得に関する特別措置法施行規則</u> <u>(昭和36年建設省令第25号) 第5条第2項の規定</u> <u>による仮住居確認証書の交付</u></p> <p>(41) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律</u> <u>第57号)及び鳥取県個人情報保護条例(令和4年</u> <u>鳥取県条例第29号)の規定による委員会が保有す</u> <u>る保有個人情報の開示等の決定</u></p> <p>(42) <u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第29</u> <u>条第2項に規定する弁明書の提出</u></p> <p>(43) <u>行政不服審査法第82条の規定による不服申立</u> <u>てをすべき行政庁等の教示</u></p> <p>(44) <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特</u> <u>別措置法(平成30年法律第49号。以下「所有者不</u> <u>明土地法」という。)第9条第3項の規定による</u> <u>裁決の申請の受理</u></p> <p>(45) <u>所有者不明土地法第13条第6項に規定する立</u> <u>入調査をする委員又は職員の身分を示す証明書の</u> <u>発行</u></p> <p>(46) 略</p> <p>(47) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。